

高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、『水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）』（以下「運用通知」という。）で規定する「地域水産業成長産業化計画」（以下「地域計画」という。）に基づく収益性の向上と適切な資源管理又は漁場改善を両立させる取組を支援するため、地域委員会に参画するリース事業者（以下「事業実施主体」という。）が行う水産業成長産業化沿岸地域創出事業に係る漁船・漁具等の導入に要する経費について、市町村（以下「補助事業者」という。）が補助する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者、事業実施主体又は漁船・漁具等の借受者（以下「借受者」という。）

が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、間接補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
 - (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (4) 補助事業により取得した財産で処分制限期間を経過していないものは、別記第3-3号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。
 - (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
 - (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 事業実施主体及び借受者は県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業実施計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額

(3) 補助金額の 20 パーセントを超える減額

(実績報告等)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第 3 号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の 4 月 15 日までに提出するものとする。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 4 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

(5) 事業実施主体が耐用年数期間内に当該補助事業によって取得した漁船・漁具等を処分したとき又は補助目的に沿って使用しなくなったとき。

(6) 事業実施主体及び補助事業により取得した漁船の借受者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると知事が認めたとき。

(概算払)

第 11 条 補助事業者が、規則第 14 条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 5 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第 12 条 補助事業者は補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第 6 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければ

ならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第7号様式による年度終了報告書を翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(実施状況の報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業により取得した漁具・漁船等の借受者の年間の漁業所得又は償還前利益の状況について、別記第8号様式により、別表第3の備考に該当する年から5年間、知事に報告しなければならない。

2 前項の報告については、別表第3に基づき行うものとする。

3 補助事業者は、当該補助事業により取得した漁船・漁具等の利用について変更があったときは、別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(災害等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した漁船・漁具等が、耐用年数期間内に災害等により使用することができなくなったときは、直ちに別記第10号様式により知事に報告しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第3号から第6号、第9条第3項、第10条、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定は令和 2 年度以降の借受者に係る令和 4 年度の報告から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率等
運用通知に基づき設置された高知県成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者（※1）が必要とする漁船・漁具等を、事業実施主体が導入するために要する次の経費 1. 漁船取得・改修費 (1) 以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修に係る経費は除く） ア 船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他の標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等） イ 機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ 設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備 (2) その他の経費 中古船の運搬費等 2. 漁具等の取得・設置費 (1) 以下に掲げるものに要する取得・設置に係る経費 ア 漁網 定置網、まき網、底びき網、船びき網、養殖生簀、筏 イ 漁具等 船上クレーン、海水冷却装置、モニタリング機器、自動給餌機、洗浄機、海苔等乾燥機、その他水産庁長官が認めるもの ウ その他の経費 漁網・漁具等の設置費	【補助率】 20分の1以内。ただし、新規漁業就業者（※2）及び新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）を対象とする場合は10分の1以内とする。 【補助上限額（※4）】 1漁業者あたり250万円。ただし、新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）のうち、法人以外は500万円、法人は2,000万円とする。 【補助対象】 漁船取得・改修費における補助対象は、総トン数10トン未満の漁船に限る。ただし、漁船の借受者が新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）については、この限りでない。

※1「地域計画に参加する漁業者」とは高知県成長産業化審査会において、リース料の支払い

について特段の支障がないと認められた者とする。

※2「新規漁業就業者」とは、以下のいずれかを満たす者とする。

- (ア) 高知県新規漁業就業者支援事業、高知県担い手育成団体支援事業又は新規漁業就業者総合支援事業の技術研修生又は研修修了後、原則として1年以内の者
- (イ) 高知県漁業就業総合支援事業のうち自営漁業者育成事業及び漁家子弟支援事業において支援を受けている者又は支援終了後、原則として1年以内の者
- (ウ) 漁業の雇用労働者から独立して自営等の沿岸漁業者として自立を目指す者又は自立後、原則として1年以内の者

※3「新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者」とは、以下の全てを満たす者とする。

- (ア) 令和5年度高知県養殖漁場候補地調査委託業務により養殖適地として選定された海面（令和6年4月1日時点において区画漁業権が設定されている海面を除く。以下「新規漁場」という。）において養殖を営んでいる又は営もうとする者
- (イ) 新規漁場において1億円以上の生産額が見込まれる者
- (ウ) マーケットイン型養殖業に取り組む者
 - a. 本要綱におけるマーケットイン型養殖業とは、需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う養殖業とする
 - b. 生産額及びマーケットイン型養殖業への取組の計画については、別に定める様式により知事に提出すること

※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受けた場合は、その交付額の合計を250万円（ただし、新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者のうち、法人以外は500万円、法人は2,000万円）から減額した額を補助上限額とする。

別表第2（第5条―第7条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第13条関係）

区分	報告対象期間	報告対象者	報告期限	備考
個人	1月1日～ 12月31日	報告対象期間の所得に係る税金の確定申告（以下「確定申告」という。）を終えた者	確定申告をした年の5月末	初年度については、リースを開始した後1年以上事業を実施し、かつリース開始後はじめて1月1日から12月31日まで経た期間を報告の対象とする。
個人以外	1年間の事業年度	報告対象期間に係る決算を終えた者	決算日から4箇月以内	初年度については、リースを開始した後1年以上事業を実施し、かつリース開始後はじめて1年間を経た事業年度を報告の対象とする。

第 1 号様式（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付申請書

年度において、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業を実施したいので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業目的

2 事業着手予定年月日（漁船・漁具等の購入契約締結予定日等を記入すること）

3 事業完了予定年月日（市町村の完了検査予定日を記入すること）

4 添付書類

- （1）事業実施計画（別記第 1 － 2 号様式）
- （2）収支予算書（別記第 1 － 3 号様式）
- （3）市町村の補助金交付要綱
- （4）漁船・漁具等の購入及び整備に係る見積書（写し）
- （5）漁船登録票（写し、ただし漁船登録票を有する漁船の取得・改修に係る場合のみ）
- （6）国の水産業成長産業化沿岸地域創出事業に係る助成金交付申請書（写し）、地域水産業成長産業化計画（写し）及び高知県成長産業化審査会からの地域水産業成長産業化計画承認通知書（写し）
- （7）事業実施主体及び借受者に県税の滞納がないことを証する資料

- (8) 事業実施主体に県に対する税外未収金債務の滞納がないことに関する誓約書兼同意書
(別記第1－4号様式)
- (9) 借受者に県に対する税外未収金債務の滞納がないことに関する誓約書兼同意書
(別記第1－5号様式)
- (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、事業内容の説明に必要なもの

第1－2号様式

事業（変更）実施計画

所属 漁協 （支 所）	借受者	主な 漁業 種類	導入漁船・漁具 等	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助対象経費 (A)+(B)+(C)	補助対象経費の負担区分			その他の 経費(D)	工期	
						県(A)	市町村(B)	その他(C)		着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日
				円	円	円	円	円	円		
合 計											

- (注)
- ・借受者毎にまとめて記入してください。
 - ・借受者が新規漁業就業者の場合は、その旨を「借受者」欄に記入してください。
 - ・変更があった場合は、変更前の内容及び額を上段に括弧書きしてください。変更のない箇所は、括弧書き不要です。
 - ・総事業費について、事業費の内訳を記載した任意の一覧表を添付してください。

第 1－3 号様式

収支予算書
(変更収支予算書)
(収支精算書)

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (本年度予算額)	比較増減	備 考
計				

支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (本年度予算額)	比較増減	備 考
計				

予算議決時期 (又は議決予定)	年 月 議会提出 (予定)
--------------------	---------------

第1－4号様式

誓約書兼同意書

私は、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報^{（注1）}の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について〇〇市＜町村＞^{（注1）}に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

（代表者・職）氏名（自署）

（注1）「〇〇市＜町村＞」には、補助事業者名を記載すること。

第1－5号様式

誓約書兼同意書

私は、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金により、リース事業者である〇〇^(注1)が取得した漁船・漁具等を借り受けるに当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について〇〇市＜町村＞^(注2)に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

（代表者・職）氏名（自署）

（注1）「リース事業者である〇〇」の「〇〇」には、リース事業者の名称を記載すること。

（注2）「〇〇市＜町村＞」には、補助事業者名を記載すること。

第2号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました 年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付額	差引き増減額
千円	千円	千円

3 変更（中止）の内容

4 添付書類（中止の場合（5）及び（6））

- （1）事業変更実施計画（別記第1－2号様式：変更前の内容及び額を上段に括弧書きすること）
- （2）変更収支予算書（別記第1－3号様式）
- （3）漁船・漁具等の購入及び整備に係る見積書等（写し）（補助金額を変更する場合に添付すること）
- （4）漁船登録票（写し）（取得・改修する漁船を変更する場合のみ）
- （5）国の水産業成長産業化沿岸地域創出事業に係る助成金変更（中止又は廃止）承認申請書（写し）、地域水産業成長産業化計画（写し）及び高知県成長産業化審査会からの地域水産業成長産業化計画承認通知書（写し）（交付申請書に添付したものから変更がある場合に添付）
- （6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、事業内容の説明に必要なもの

第3号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました、 年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業を下記のとおり実施しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1) 事業実施報告（別記第3－2号様式：変更があった場合は、変更前の内容及び額を上段に括弧書きすること）
 - (2) 収支精算書（別記第1－3号様式）
 - (3) 市町村の補助金検査調書兼確定書（写し）
 - (4) 財産管理台帳（別記3－3号様式）
 - (5) 機器等の購入及び整備に係る契約書、請求書、領収書等（写し）
 - (6) 漁船登録票（写し、ただし漁船登録票を有する漁船の取得・改修に係る場合のみ）
 - (7) リース契約書
 - (8) 写真（導入した漁船・漁具等が確認できるもの）
 - (9) 利用状況等報告書の提出期間について（別記第3－4号様式）
- （注）年度終了報告の際に提出済みのものは、添付を要しない。

第3－2号様式

事業実施報告（繰越計算書）

所属 漁協 (支所)	借受者	主な 漁業 種類	導入漁船・漁 具等	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助対象経費 (A)+(B)+(C)	補助対象経費の負担区分			その他の 経費(D)	工期	
						県(A)	市町村(B)	その他(C)		着工 年月日	竣工（予定） 年月日
				円	円	円	円	円	円		
合 計											

- (注)
- ・借受者毎にまとめて記入してください。
 - ・借受者が新規漁業就業者の場合は、その旨を「借受者」欄に記入してください。
 - ・変更があった場合は、変更前の内容及び額を上段に括弧書きしてください。変更のない箇所は、括弧書き不要です。
 - ・繰越計算書として提出する場合は、工期欄へは竣工予定年月日を記入してください。
 - ・総事業費について、事業費の内訳を記載した任意の一覧表を添付してください。

第3－3号様式

財 産 管 理 台 帳

市町村名						補助事業名								
事業実施年度		年度				補助金名								
所属漁協 (支所)	借受者	導入漁船・漁具等の概要		工 期		総事業費	負 担 区 分			処分制限期間		処分の状況		備考
		主な漁 業種類	導入漁船・漁具等	着工 年月日	竣工 年月日		県 費	市町村費	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						円	円	円	円					
合計														

- (注)
- ・「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。
 - ・「処分の内容」欄は、譲渡、交換、担保、取壊し、廃棄等の別を記入してください。
 - ・この様式により難しい場合は、他の書式をもって財産管理台帳に代えることができます。

第 3－4 号様式

利用状況等報告書の提出期間について

借受者氏名	
リース開始年月日	
決算日	
利用状況等報告書の提出期間	年 月 末 ～ 年 月 末

- (注)
- ・「リース開始年月日」欄は、リース物件借受書に記載の年月日を記入してください。
 - ・「利用状況等報告書の提出期間」欄は、要綱第 13 条第 1 項に基づく期間を記入してください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度消費税控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました 年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

（注）間接補助事業者別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

第 5 号様式（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました 年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金を概算交付されるよう、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業（変更）実施計画（別記第 1－2 号様式：計画と出来高を 2 段書きにすること）
- (2) 漁船・漁具等の購入及び整備に係る契約書、請求書、領収書等（写し）
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、事業実施状況の説明に必要なもの

第 6 号様式（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました 年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 1 のうち繰越を必要とする額 円
- 3 繰越理由
- 4 繰越事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付資料
繰越計算書（別記第 3－2 号様式）

第 7 号様式（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度終了報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました 年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業について、 年度の事業を完了しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により報告します。

記

1 補助事業の内容

2 添付書類

- （1）（繰越計算書）（別記第 3－2 号様式：変更があった場合は、変更前の内容及び額を上段に括弧書きすること）
- （2）収支精算書（別記第 1－3 号様式）
- （3）市町村の補助金検査調書兼確定書（写し）
- （4）財産管理台帳（別記 3－3 号様式）
- （5）漁船・漁具等の購入及び整備に係る契約書、請求書、領収書等（写し）
- （6）漁船登録票（写し、ただし漁船の取得・改修に係る場合のみ）
- （7）リース契約書（写し）
- （8）写真（導入した漁船・漁具等が確認できるもの）

第 8 号様式（第 13 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業利用状況等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました 年
度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業
費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 添付書類

- （１）国の水産業成長産業化沿岸地域創出事業に係る事業実施報告書の別紙 1 及び別紙 2（写し）
- （２）その他利用状況等がわかるもの

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業の利用内容の変更について

高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり利用内容を変更しましたので、報告します。

記

1 対象事業

事業実施年度

事業実施主体

導入漁船・漁具等

2 変更年月日

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

（1）実績報告時の事業実施報告書

（2）その他変更内容がわかるもの

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村名

漁船・漁具等の被災等の報告について

年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業により取得した漁船・漁具等が、 に
より被災しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 14 条の
規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災施設の概要

（1）所属漁協、事業実施主体、借受者

（2）導入漁船・漁具等

（3）事業費

総事業費	円
うち国補助金	円
うち県補助金	円
うちその他	円

（4）漁船・漁具等の取得年月日

2 被災等の原因及び程度（詳細を記入してください。）

3 復旧計画等

（1）応急措置

（2）復旧計画

(3) 復旧時期

4 添付資料（被災等の状況がわかる写真等）